令和5年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料 (2 月 13 日 提 案 分)

健 康 医 療 局

		~~	-ジ
1	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推准条例	新旧対昭表・・・・・・・・・・・・ 1	

1 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例(平成23年神奈川県条例第1号)新旧対照表

第1条(略)

(定義)

康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保 持増進し、口腔機能を維持向上させることを いう。

第3条~第5条(略)

(歯科医師等の責務)

- の他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に 従事する者(以下「歯科医師等」という。) は、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに 関する施策に協力するよう努めるとともに、 良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を 行うよう努めるものとする。
- 2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通 じて、虐待その他の歯及び口腔の健康づくり を阻害するおそれのある社会的要因の早期発 見に努めるものとする。
- 第7条~第9条(略)

(基本的施策)

- る施策を実施する。
- (1) (2) (略)
- (3) 歯科と医科との適切な連携(歯科及び医 科に係る医療機関、教育機関その他の関係 者における相互の適切な連携をいう。) に よる歯及び口腔の健康づくりに関する取組 を推進し、並びに歯及び口腔の健康づくり が全身の健康の保持増進に果たす役割に関 する普及啓発を行うこと。
- (4)(略)
- (5) フッ化物応用(フッ化物洗口その他のフ ッ化物を用いる方法により虫歯に対する抵 抗性を高めることをいう。) の取組の推進 その他の虫歯を予防する対策を実施する市 町村その他の関係機関に対し、必要な支援 を行うよう努めること。
- (6)(略)
- (7) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困 難な障害者、介護を必要とする者、保 護者による適切な健康管理がなされていな い幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯 及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (8)~(10) (略)

第1条(略)

(定義)

第2条 この条例において、「歯及び口腔の健 第2条 この条例において、「歯及び口腔の健 康づくり」とは、歯、歯周組織等の健康を保 持増進し、口腔機能を維持する ことを いう。

第3条~第5条(略)

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士そ 第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士そ の他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に 従事する者

> は、県が実施する歯及び口腔の健康づくりに 関する施策に協力するよう努めるとともに、 良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を 行うよう努めるものとする。

(新規)

第7条~第9条(略)

(基本的施策)

- 第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げ|第10条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げ る施策を実施する。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 歯科と医科との適切な連携(歯科及び医 科に係る医療機関、教育機関その他の関係 者における相互の適切な連携をいう。) に よる歯及び口腔の健康づくりに関する取組 を推進する

こと。

- (4)(略)
- (5) フッ化物応用

その他の虫歯を予防する対策を実施する市 町村その他の関係機関に対し情報の提供等 を行うこと。

(6)(略)

- (7) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困 難な障害者、介護を必要とする高齢者、保 護者による適切な健康管理がなされていな い幼児、児童及び生徒その他の者に係る歯 及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (8)~(10) (略)

改正	現行
(11) 災害、感染症のまん延その他非常の事態	(新規)
における歯及び口腔の健康づくりに関する	
対策を推進すること。	 <u>(11)</u> その他歯及び口腔の健康づくりに関し必
要な施策を推進すること。	(11) ての他圏及い口腔の健康のくりに関し必要な施策を推進すること。
第11条~第13条(略)	第11条~第13条(略)
Nearly Measure (M)	2N310 (CH)